

野田 九条通信

2013年10月 94号

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ

<http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/>

学習会「秘密保全法」ってなんだ？

10月12日(土) 1時～3時

櫛のホール4階研修室

講師 千葉法律事務所

島貫美穂子弁護士

安倍内閣がまたまた危ない法律を作ろうとしています。国が指定した「秘密」を知ろうとしたり、漏らしたりしたら処罰するという「秘密保全法案」。一体どんなものなのか、私たちの知る権利はどうなるのか、戦前のように息苦しい日常になるのでは？などまず学んでみましょう。当日は野田・九条の会の定例会ですが、この学習会の終了後定例会を行います。

学習会だけの参加もできます。

参加費 無料

改憲を許さないために 11月24日

「金子 勝さんに学ぶ

自民党憲法草案」

安倍内閣は、憲法改定に向けて96条を変えようと言っていました。反対意見が多かったためか、今度は内閣法制局長官を変えて、集団的自衛権行使に向かおうとしています。しかしずっと首相や自民党は憲法そのものを変えることを表明しています。

野田・九条の会は、「自民党改憲草案」をしつかり学習し、反論の体力をつけようと中身の濃い講演会を企画しました。



活用しよう憲法9条

金子 勝 講演

「憲法の語り部になろう」

11月24日(日)

午後1時半～3時半

中央公民館講堂

参加費 500円

講師の立正大学の金子 勝先生は、国民の「幸福」のために、世界と日本の憲法問題を科学的に解明するには、憲法学と政治学と社会科学が必要であるとの考えから憲法学、政治学、社会科学論を専攻し研究している法学者。

自民党改憲案や今の状況をわかりやすくお話してくれるはず。今回は九条の会賛同者を対象にしますので、お一人ずつお知らせの手紙を発送します。もちろんお友達や知り合いも誘って、ぜひご出席ください。

毎月の日曜車から外を見てください！

毎月9日は九条のアピールということで、愛宕、川間、梅郷駅を巡回でチラシ配布をしてきました。

今月から形を変えました。電車に向かって「憲法九条を活かそう」のボードを掲げてアピールすることに。9月は試験的に清水公園駅東側でやってみました。駅利用の高校生が不思議そうにみていきました。なんとなく楽しいような・・・10月は午前9時～10時に清水公園駅東側でやっています。電車に乗ったら窓の外に不思議な光景が・・・

今月の予定

- 10月5日(土) 10時30分～ 東葛教育研究集会
柳沢小学校 午後分科会「平和と放射能汚染」九条の会担当
- 10月9日(水) 9時～10時AM「9の日アピール」
清水公園駅東口集合 電車に向かってボードでアピール
8人は必要です。参加できる方は(☎7129-4297 田口)まで。
- 10月12日(土) 1時～3時
学習会「秘密保全法」ってなんだ? 櫛のホール研修室
3時～4時半 九条の会定例会 櫛のホール研修室
- 10月27日(日) 13時30分 DVD上映会 南部梅郷公民館
「ニッポンの嘘 報道写真家 福島菊次郎 90歳」

九条の眼 「秘密保護法案」の危険性

国会を骨抜きにする「秘密保護法案」

政府が臨時国会で成立を狙う特定秘密保護法案の概要が発表された。自民党政権が1980年代に画策し、世論の反対で廃案となった国家秘密法案の一部が復活したものだ。①防衛②外交③スパイ活動防止④テロ活動防止—の4分野の機密情報を、行政機関の長（大臣）が「特定秘密」に指定できるというもの。

概要によると国会に「特定秘密」を提出する際の条件を2点挙げているが、事実上、非公開の「秘密会」にするよう求めている。加えて、行政機関の長が支障があると判断したら、秘密会であっても国会に秘密を出さなくてもよいことになっている。しかし、本来はその両者共国会が判断すべきものであるが、概要では大臣の意向で決められることになり、国会は完全にコケにされている。

また、法案が国会議員にまで罰則を科そうとしていることも、危うさを含んでいる。守秘義務が課せられ、第三者の意見を仰ぐこともできなくなる可能性があるからだ。もう一つ侵されかねない国会議員の権利がある。憲法62条で定めている国政調査権だ。各省庁等は国会議員から資料の要求があれば原則、拒むことはできない。ところが秘密保護法案が成立すれば矛盾が生じる。本来は行政機関を監督し、問題があれば是正させるのが国会議員の役割だが、処罰を恐れてそれが出来なくなる恐れがある。国会議員が秘密を漏えいした場合は最高5年の懲役刑だ。

国内メディア、「日本が核兵器を製造」との海外報道を伝える？

この法は秘密を漏えいした人のみならず、秘密を入手しようとした人（民間人も）も処罰される。その対象となる行為は極めて広く、故意の場合は①未遂②共謀③教唆④扇動が該当する。

①未遂はひどい。記者が教えてほしいと頼んで断

られても罰せられることになる。②共謀—2人以上の記者が取材計画を話し合っただけでアウト。というわけで国内メディアは委縮して上の見出しのようなことにならないとも限らない。また福島第1原発の放射能汚染水漏れなどが、テロ活動防止の観点から秘密だと恣意的に指定される可能性もある。公務員等が漏えいした場合、最高10年の懲役刑。

ここで問題となるのが、特定秘密に指定する範囲が広すぎる点と、大臣が秘密を指定した後第三者がチェックする手立てがないことだ。例えば、2011年に自衛隊法が改悪され「防衛秘密」が新たに規定されたが、その件数は06年の9,772件から、11年には30,752件と、6年間で3倍に膨れ上がったが中身はベールに包まれたままだ。極端に言えば、国民に知られたくない情報は全て秘密にして隠すことができるという怖いものだ。

この法案が出てきた理由

「秘密保護法案」はなぜ出てきたのか。よく2010年の尖閣諸島における海上保安庁と中国漁船の衝突を映したビデオ画像流出がきっかけと説明されるが、そうではない。全ては、07年に日米が締結した「軍事情報包括保護協定(GSOMIA)」から始まっている。そこでは軍事情報を提供した国の了解なしに第三国へ情報を提供してはならないとされている。「秘密保護法案」はこの協定の要請に応えるものだ。日米の武器共同開発が始まっている今、米国は共有する軍事機密が日本から流出せぬよう、自国と同じ軍事機密保護を日本に求めているのだ。

しかし、社会にとって有益な情報を明らかにする行為を圧殺したら民主政治は成り立たない。表現の自由と民主主義を死滅させないためにも、「秘密保護法案」の制定を食い止める闘いが急務となっている。軍事評論家の前田哲男氏は「憲兵隊のような組織がつくられ、日本が『戦争が出来る国』になってしまうと警鐘を鳴らしている。